

協議項目 10 「一般職の職員の身分の取扱いに
関すること」

協議項目 10 「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、
次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

一般職の職員の身分の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。

なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

1 職員数			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
(1) 実職員数 市長部局 1,493人 (一般部局 1,411人) (大学 82人) 議会事務局 13人 選管事務局 6人 監査事務局 9人 農委事務局 15人 教委事務局 503人 公営企業 199人 合計 2,238人	(1) 実職員数 町長部局 71人 議会事務局 3人 選管事務局 3人(兼務) 監査事務局 1人(兼務) 農委事務局 3人(兼務1) 教委事務局 43人 公営企業 5人 合計 129人(兼務5)	(1) 実職員数 村長部局 64人 議会事務局 1人 選管事務局 2人(兼務) 監査事務局 1人(兼務) 農委事務局 2人(兼務) 教委事務局 17人 公営企業 4人 合計 91人(兼務5)	(1) 実職員数 村長部局 111人 議会事務局 2人 選管事務局 3人(兼務) 監査事務局 2人(兼務) 農委事務局 3人(兼務1) 教委事務局 17人 公営企業 5人 合計 143人(兼務6)
(2) 条例定数 市長部局 1,497人 (一般部局 1,412人) (大学 85人) 議会事務局 17人 選管事務局 8人 監査事務局 10人 農委事務局 24人 教委事務局 551人 公営企業 252人 合計 2,359人	(2) 条例定数 町長部局 73人 議会事務局 3人(兼務2) 選管事務局 78人(兼務77) 監査事務局 1人(兼務) 農委事務局 3人(兼務1) 教委事務局 43人(兼務1) 公営企業 5人 合計 206人(兼務82)	(2) 条例定数 村長部局 66人 議会事務局 2人(兼務) 選管事務局 2人(兼務) 監査事務局 1人(兼務) 農委事務局 2人(兼務) 教委事務局 20人 公営企業 4人 合計 97人(兼務7)	(2) 条例定数 村長部局 118人 議会事務局 2人 選管事務局 3人 監査事務局 2人 農委事務局 2人 教委事務局 23人 合計 150人

実職員数は、平成15年4月1日現在の職員数。

実職員数には、公益法人への派遣職員、休職・育児休業中の職員等を含み、農業共済に派遣されている職員を含まない。

議案第18号参考資料

2 職員の職の設置			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>前橋市職員の名称及び職名に関する規則（関係部分抜粋） （職員の職名） 第3条 職員の職名は、特に法令で定めるもののほか、別表第1及び別表第2までに掲げるとおりとする。</p> <p>・事務（技術）吏員 部長、室長、事務所長、事務局長、副収入役、参事、課長、室長、副参事、課長補佐、室長補佐、支所長、主幹、係長、室長、所長、館長、場長、園長、副主幹、保健師長、看護師長、主査、主任、主任保育士、主任保健師、主任栄養士、主任看護師、主任理学療法士、主事、技師、保育士、保健師、栄養士、看護師、理学療法士、工事検査員</p> <p>・業務吏員 技士長、主任自動車運転技士、主任電話交換技士、主任機械操作技士、主任ボイラー技士、主任清掃技士、主任調理技士、主任土木技士、主任公園技士、主任用務技士、自動車運転技士、電話交換技士、機械操作技士、ボイラー技士、清掃技士、調理技士、土木技士、公園技士、用務技士</p> <p>・嘱託員</p>	<p>大胡町職員の職の設置に関する規則（関係部分抜粋） （吏員の職） 第3条 この町に吏員の職として次の職を置く。 （その他の職員） 第6条 この町にその他の職員として、次の職を置く。</p> <p>・吏員 課長、課長補佐、係長、主査、主任、主事</p> <p>・その他の職員 主事補、保健師、運転手、公仕</p>	<p>宮城村職員の職の設置に関する規則（関係部分抜粋） （吏員の職） 第3条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、吏員の職は、次のとおりとする。 （吏員以外の常勤の職員の職） 第4条 吏員以外の常勤の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>・吏員 課長、事務局長、補佐、係長、主査、主任、主事、保健師、栄養士</p> <p>・その他の職員 主事補、自動車運転技手、調理技手、用務員（公使）</p>	<p>粕川村職員の職の設置に関する規則（関係部分抜粋） （職員の職） 第3条 法令に定めるものを除くほか職員の職は、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表中欄に掲げるとおりとし、その職務内容は当該下欄に定めるとおりとする。</p> <p>・吏員 課長、課長補佐、係長、主査、主任、主事、技師</p> <p>・その他の職員 主事補、技師補、自動車運転手、工夫、公仕、調理員</p>

議案第18号参考資料

3 職員の給与について

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>前橋市一般職の職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料）</p> <p>第2条 給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特地勤務手当、へき地手当及び寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p>2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設の全部又は一部が職員に支給され、又は貸与される場合においては、別に条例で定めてその相当額をその職員の給料から控除することができる。</p>	<p>大胡町職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料）</p> <p>第2条 給料は、大胡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。</p>	<p>宮城村職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料）</p> <p>第2条 給料は、宮城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、特別調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p>2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、条例の定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。</p>	<p>粕川村職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料）</p> <p>第2条 給料は粕川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。</p>

議案第 18 号参考資料

3 職員の給与について(その2)

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>(給料表の種類及び適用範囲) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 (1) 行政職給料表 別表第1 (2) 教育職給料表 別表第2 (3) 指定職給料表 別表第3 (別表第1から別表第3まで省略) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職員及び臨時に雇用される定数外の職員以外のすべての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市規則で定める。</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。 (別表第1(行政職給料表)省略) (職務の級) 第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及びその責任の度に基づきこれを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、町長が規則で定める。 2 町長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 3 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表は、別表のとおりとする。 (別表(行政職給料表)省略) 2 前項の給料表は、第22条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及びその責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は村長が定める。 4 任命権者は職員の職を前項の規定に基く分類に従い、いずれかの職務の級に決定しなければならない。</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表は、別表のとおりとする。 (別表(行政職給料表)省略) 2 前項の給料表は、第22条及び附則第4項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。 (職務の級) 第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は村長が規則で定める。 2 村長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 3 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとに定数の範囲内でかつ、村長が規則で定める基準にしたがい任命権者が決定する。</p>

議案第18号参考資料

3 職員の給与について(その3)

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>前橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋)別表第1</p> <p>1級 主事、技師等 現業</p> <p>2級 主事、技師等 現業</p> <p>3級 主任 現業</p> <p>4級 主任 現業</p> <p>5級 係長、副主幹、主査 現業</p> <p>6級 課長補佐、係長、主査</p> <p>7級 課長、課長補佐</p> <p>8級 課長</p> <p>9級 部長</p>	<p>職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋)別表第1</p> <p>1級 主事補 現業</p> <p>2級 主事 現業</p> <p>3級 主任 現業</p> <p>4級 主査 現業</p> <p>5級 係長、主査 現業</p> <p>6級 課長補佐、係長</p> <p>7級 課長、課長補佐</p> <p>8級 課長</p>	<p>職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋)別表第1</p> <p>1級 主事補 現業</p> <p>2級 主事 現業</p> <p>3級 主任 現業</p> <p>4級 係長、主査 現業</p> <p>5級 課長補佐、係長 現業</p> <p>6級 課長、課長補佐</p> <p>7級 課長</p> <p>8級 課長</p>	<p>粕川村職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋)別表第1</p> <p>1級 主事補 現業</p> <p>2級 主事 現業</p> <p>3級 主任 現業</p> <p>4級 係長、主査 現業</p> <p>5級 課長補佐、係長 現業</p> <p>6級 課長、課長補佐</p> <p>7級 課長</p> <p>8級 課長</p>

職名については、代表的なものを記載。

議案第18号参考資料

4 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>荃崎町、築南地方広域行政事務組合及び築南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p>	<p>新市町の定数内の職員は、すべて現員現給で福山市の職員として引き継ぐものとする。その取扱いについての細目は、福山市及び新市町の長が別に協議して定める。</p>	<p>(1) 下蒲刈町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。</p>	<p>豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市長の長が別に協議して定める。</p>

5 財政効果

職員数等	10年間の経費（総人件費）	財政効果	備考
合併後も合併前と同数の職員数の場合	153,297,000千円		
合併後10年間で30人を調整する場合	152,151,000千円	1,146,000千円	-
合併後5年間で30人を調整する場合	151,629,000千円	1,668,000千円	-

総人件費とは、給与、共済費の合計である。ただし、給与には退職手当は含まない。
 合併後の一般職員を人口規模、定員モデル等より算出し、約30人の削減が適正であると推計。
 一般職員とは、普通会計に計上される職員で教育公務員（学校以外の教育関係の教育公務員を除く。）と臨時職員を除いた職員である。

議案第18号参考資料

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律 (職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員の全てに通じて公正に処理しなければならない。

地方自治法

- 第172条 前11条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。
- 2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- 4 第1項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。
- 第173条 前条第1項の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする。
- 2 事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。
- 3 技術吏員は、上司の命を受け、技術を掌る。

地方公務員法

- (一般職に属する地方公務員および特別職に属する地方公務員)
- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により、設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

- 第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休暇等)

- 第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 一 勤務成績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは法定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。